最終更新日：2019年5月24日

株式会社ハイデイ日高
代表取締役社長　高橋　均
問合せ先：取締役常務執行役員経営企画部長　島　需一　ＴＥＬ：048-644-8030
証券コード：7611
http://www.hiday.co.jp/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、社会から信頼され、長期にわたって持続的に成長することにより企業価値を高め、もって株主の皆様に安心して当社株式を保有していただくために、以下の考え方に基づき常に最適なコーポレートガバナンスを追求し、継続的にその充実に取り組みます。

(1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
(2) 株主を含むすべてのステークホルダーの利益を考慮し、適切な関係を構築します。
(3) 会社情報を適時適切に開示し、透明性を確保します。
(4) 取締役会並びに監査役会による業務執行の継続的監視を実施します。
(5) 中長期的視点で利益増大を投資目的とする株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

《補充原則1－2　4　株主総会招集と議決権行使のための環境整備》
当社は現在、招集通知の英訳や議決権の電子行使プラットフォームの利用を行っておりませんが、今後、外国人投資家比率の動向や機関投資家の皆様のご意見・ご要望を参考にしながら、検討してまいります。

《補充原則4－2　1　取締役の報酬》
当社は現時点では自社株報酬を導入しておりませんが、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう自社株報酬の導入を検討してまいります。

《補充原則4－10　1　任意の仕組みの活用》
当社は、現時点では任意の機関は設置しておりませんが、今後、統治機能の更なる充実を図る必要が生じた場合には、任意の機関を設置することを検討してまいります。

《補充原則4－11　1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方》
当社は主要なビジネス拠点が国内にある為、国際経験豊富な取締役が選任されておりませんが、今後は取締役会の構成が国際性の面を含み多様性をもつよう検討してまいります。

《補充原則4－11　3　取締役全体の実効性についての分析・評価結果の概要》
当社は、現時点では取締役会の定期的な分析・評価を実施しておりませんが、企業価値向上に向けて取締役会の活性化は重要な課題であると認識しております。そのため今後、参加メンバーの意見を聴取し、年度ごとに分析評価を行い、改善に取組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

《原則1－4　いわゆる政策保有株式》
政策保有株式は、保有の合理性が認められない場合には新規に保有せず、現在保有している場合には残高を削減することを基本方針といたします。
保有合理性の判断は、取引先の開拓・関係の維持・連携強化等での必要性と株式保有リスクや資本の効率性等財務面での健全性の維持等を総合的に勘案して、当社の企業価値の向上に繋がるか否かを基準としております。
保有株式個々の保有の合理性については、上記判断基準に基づき原則年1回以上取締役会にて検討することとしております。
具体的な保有合理性の検証項目としては、①保有企業との中長期的な取引方針②保有企業の業績動向③個々の株式残高の当社総資産に対する割合④配当収益等の経済合理性等であります。また、政策保有株式に係る議決権行使は、①保有企業が適切なガバナンス体制を構築しているか②保有継続が当該企業の中長期的な企業価値の向上に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するかどうか等の観点から判断しております。
（なお、当社は政策保有する上場株式4銘柄についてはすべて有価証券報告書にて開示しております。）

《原則1－7　関連当事者間の取引》
当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間取引）を行う場合には、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないよう取締役会の審議・決議を要するものとしており、当該取引内容は法令の定めるところにより開示しております。

《原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮》
当社では確定給付年金制度および厚生年金基金制度を採用しておらず、運用を行っておりませんが、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の運用機関・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育の実施に適切な資質を持った人材を登用・配置しております。

《原則3－1　情報開示の充実》
(1) 経営理念、経営ビジョンを当社ウェブサイトや事業報告書等に開示しております。
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書並びに有価証券報告書に開示しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等につきまして、当社では役員報酬・賞与規程を定めており、株主総会の決議に基づき取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内において決定しております。具体的には、各取締役の月額固定報酬につきましては取締役会において代表取締役会長に一任しており、各監査役の報酬につきましては監査役会の協議により決定しております。なお、取締役の業績連動報酬につきましては、変動報酬の限度枠内において各取締役（社外取締役を除く）の月額報酬に比例して決定しております。
(4) 当社の経営幹部の選任並びに取締役・監査役候補指名の方針、手続きは以下の通りであります。
いずれも当社の経営理念を共有し、高い倫理観を有し、豊富な業務経験に加えて経営に関わる識見、能力に優れた人財を選任あるいは役員候補として指名しております。また、監査役につきましては、財務・会計に関する知見を有する候補者のほか、長年の業務経験及び経営等に関する十分な知見を有し、専門的見地から当社の監査を適切に果たしていただける方を候補者としております。
(5) 上記(4)の方針、手続きに基づき経営幹部の選任並びに社外役員以外の候補指名につきましては、具体的な業務経験及び実績を確認し、職務・経営能力や人格・識見を見極めたうえで行っております。 なお、社外役員の指名理由につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

《補充原則4－1　1　取締役の経営陣に対する委任の範囲》
当社取締役会は、法令・定款並びに取締役会規程に基づいた付議事項を審議、決定しております。それ以外の経営に関わる重要事項につきましては、職務権限規程等を定め、経営会議や稟議決裁により迅速、効率的に決定し、執行役員制度に基づき、効果的な経営執行を進めております。また取締役会は、業務執行取締役あるいは執行役員より業務執行の報告を受け、法令・定款への違反や企業価値向上への有用性について、監査役とともに監督を行っております。

《原則4－8　独立取締役の有効な活用》
当社は現在、業務執行取締役8名、独立社外取締役2名で、3分の1以上の独立社外取締役は必要とは考えておりません。今後は状況に応じて3分の1以上の選任が必要となった場合には柔軟に対応いたします。

《原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質》
当社は、会社法及び東京証券取引所の定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定します。

《補充原則4－11　1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方》
当社の、取締役の選任についての考え方・方針は、原則3－1(4)に記載の通りでございます。 社外役員につきましては選任候補の経営に関する識見、能力のみならず経験、専門分野や属性等も加味して多様な構成となるよう取組み、実効性を確保致します。また、取締役の員数は現在10名以内としておりますが、当社の事業規模から建設的かつ効率的な審議を行うために相応しい員数であると判断しております。

《補充原則4－11　2　社外役員の兼任状況》
当社の取締役・監査役の兼任状況につきましては、毎年定時株主総会の事業報告において開示しております。社外役員を除き他の上場会社の役員を兼任しておらず、当社の責務に専念できる状況でございます。なお、社外役員につきましては、指名候補段階において、兼任状況の確認を行い、出席率等事前に確認を行うこととしております。

《補充原則4－14　2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針》
当社では、取締役・監査役に相応しい高い倫理観、見識及び経験と能力を有している人財を候補者として指名し、株主総会で選任いただいております。常に自己研鑽に励み、時代の変化、社会・消費者ニーズの変化に的確に対応する必要があり、そのために諸々の社外研修への参加、必要な費用の提供を行うこととしております。また、社外役員につきましては、就任時に当社の実情、実態を十分理解していただくための機会を設けております。

《補充原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針》
当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主・投資家との建設的な対話を行い、双方の考えについて理解を深めることが重要であると考えております。
(1) 当社は、IR担当取締役を選任するとともに、経営企画部をIR担当部署としております。
(2) 株主・投資家に対しては、機関投資家向け決算説明会を年2回、個人投資家向け説明会を年1回開催しております。
(3) 株主・投資家からの対話(面談)の申込みに対しては、その目的を確認したうえで、中長期的な企業価値向上に資すると判断できる合理的な 範囲内において、当社に対する理解度向上に努めるべく、適切に対応しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
神田　正	5,665,667	16.40
神田　賢一	2,743,807	7.94
ビービーエイチ　フオー　フイデリテイ　ロー　プライスド　ストツク　フアンド（プリンシパル　オール　セクター　サブポートフオリオ）	1,447,400	4.19
高橋　均	1,418,803	4.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,298,200	3.75
麒麟麦酒株式会社	1,004,241	2.90
町田　功	990,221	2.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	618,300	1.78
株式会社武蔵野銀行	588,237	1.70
株式会社みずほ銀行	585,252	1.69

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
赤地　文夫	他の会社の出身者											
長田　正	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤地　文夫	○	株式会社極楽湯ホールディングス社外取締役	飲料業界での企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務の発揮が期待できるため、当社取締役として適任であると判断し社外取締役候補者としております。
長田　正	○	株式会社アリシス代表取締役社長	日本経済新聞社において、記者、支局長、編集委員等を歴任するなど、高度の専門的知識および経営に関する高い見識を有していることから、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務の発揮が期待できるため、当社社外取締役候補者としております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、期初に会計監査人から監査計画概要書を受領し、監査対象、実施日程等の説明を受け、要望事項等を伝えるなど意見交換を行っております。監査役は、会計監査人の往査及び監査講評に立会い、その監査の方法及び結果に関する説明を受け、期末監査後「監査結果要約書」等により監査内容を確認しております。
監査役と会計監査人は、会計処理上の問題点、会計基準の変更及び今後の留意点等のトピックスについて適宜意見交換を行っております。
また内部監査室長を入れた3者の打ち合わせの場を設け、コミュニケーションを図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤本　紘	他の会社の出身者													
二宮　洋	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本　紘	○	前職は株式会社国際規格研究所主席コンサルタント兼ISO9001審査員でありました。	金融及び前職のキャリアを活かした経営の監査体制強化のため招聘しました。 （独立役員指定理由） 当社との間に特別の利益関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される社外監査役であるため。

二宮　洋	○	竹本容器株式会社社外取締役（監査等委員）	金融及び外食産業に関する見識を活かした経営の監査体制強化のため、招聘しました。 （独立役員指定理由） 当社との間に特別の利益関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される社外監査役であるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の変動枠として、当事業年度の当期純利益の3%以内（上限50百万円、下限マイナス10百万円とし、社外取締役には支給しない）としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年2月期に取締役に支払った報酬、賞与等の総額を開示しております。
取締役11名　155百万円（うち社外取締役3名　7百万円）、監査役3名　19百万円（うち社外監査役2名　9百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2016年5月25日開催の第38回定時株主総会において、一事業年度における取締役の報酬額については、固定枠として年額1億60百万円以内（うち社外取締役15百万円以内）、変動枠として当事業年度の当期純利益の3%以内（上限50百万円、下限マイナス10百万円とし、社外取締役には支給しない）の合計額としております。なお取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

監査役の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第38回定時株主総会において、年額30百万円以内としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については、人事総務部がサポートする体制をとっております。
社外監査役のサポート体制については、人事総務部及び常勤監査役が適宜サポートする体制をとっております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は「取締役会」「監査役会」制度を採用しております。社外取締役の任用、執行役員制度の導入により、業務の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離しております。また、取締役、執行役員の任期を1年とし、併せて業績連動報酬制度を取り入れて、経営責任の明確化を図っております。

取締役会は、毎月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の審議決定、各取締役の職務執行状況の監督をしております。また、社外取締役においては、業務執行について、より客観的な視点からの監督及び提言等を期待しております。同時に、執行役員と部長で構成する幹部会を毎月一回開催し、日常の業務運営に関わる重要情報を幹部社員間で共有するとともに、問題点、緊急事項を討議し、業務運営の迅速化･効率化を図っております。

監査については、2016年5月25日より常勤監査役1名と2名の社外監査役で監査役会を構成し、取締役の職務の執行並びに執行役員等の業務遂行を監査しております。
監査役会は、定期的に開催し、法令定款に定められた事項ほか重要な監査業務に関する事項について協議しております。また、取締役会等重要会議への出席、社内書類の閲覧を行うとともに、内部監査室とも連携を図り、内部統制状況などの監査を実施しております。
会計監査については、「EY新日本有限責任監査法人」が担当しており、10年超継続しておりますが、継続監査年数が7年超の公認会計士はおりません。

取締役の候補指名については、法定の要件を備え、人格及び識見、能力ともに優れた候補者をリスト化し(内2名以上は社外を基本とする)、代表取締役が他取締役の意見等を参考にして決定しております。

監査役の候補指名については、過半数を社外候補者を基本としており、法定の要件を備え、人格及び識見とも優れた候補者をリスト化し、代表取締役が監査役会の同意を得て決定しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

執行役員制度導入による監督機能と業務執行機能の分離とともに、社外取締役及び社外監査役の4名の独立役員が就任しており、監視･監督機能が十分確保されているためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第41回定時株主総会招集通知は2019年5月9日（木）に発送しました。 ※発送前開示を行ないました。
集中日を回避した株主総会の設定	第41回定時株主総会は2019年5月24日（金）に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	他社と合同で年1回、個人向けの説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料の他、有価証券報告書や英語のIRレポートを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部がIR活動を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業倫理綱領」を定めております。社会の信頼を得るために役員および従業員が、当社の企業理念・経営ビジョンを共有し、人が当然持つべき倫理観・道徳観などを「倫理憲章」として定め、これを実践するための「行動基準」を定めております。
その他	≪女性の活躍・取組み等について≫ 当社では役員・管理職等への登用について男女別の差別は一切なく、現在、女性管理職1名、女性店長は18名という状況にあります。 今後の方針としまして、まずは採用段階における女性の入社数を目標30%として増加させること、並びに出産及び育児期間を通じて女性が働きやすい人事制度を構築いたします。 このことを通じて2020年には女性管理職複数名、女性店長を5%とする目標を掲げ、女性が活躍できる職場作りを推進いたします。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コーポレート･ガバナンスを確立し、継続的な企業価値向上を実現するため、会社法第362条第5項に基づき以下のとおり内部統制システムの基本方針を定めております。
この基本方針に基づき、内部統制システムを構築しておりますが、継続的に見直し、改善を行い、もって適法で効率的な企業体制を構築することを目指します。

(1)取締役･従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「企業倫理綱領」を定め、全役職員の活動規範を明確にするとともに、コンプライアンスを含む企業の社会的責任を統括する組織として「CSR委員会」を設置して、日常的に啓蒙、研修等を通じて法令･定款及び社会規範の遵守を全役職員に徹底する。
当社は、役職員がコンプライアンス上疑義のある行為等について直接報告できる社内外の通報窓口（ヘルプライン）を設け、これを運営する。なお、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。
当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、これを排除する。このため、「企業倫理綱領」において、反社会的勢力と不当要求事案等への対決姿勢を明記し全役職員に徹底する。また、当該事態が発生した場合には人事総務部を対応統括部署として、警察等外部専門機関とも連携を図りこれに対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に関する諸情報を文書または電磁的媒体により記録し、適切に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理委員会」を設置して、全社のリスクを網羅的、総括的に管理するとともに、個々のリスクの担当部署において定期的にリスクの洗い出し及び当該リスクの予防対策と軽減に取組む。
有事の発生に対しては、「危機管理規程」を定め、緊急時における全役職員の迅速かつ適切な情報伝達並びに即時対応可能な体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、社外取締役の任用及び執行役員制度の導入により、業務の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、取締役の職務の執行の効率化と取締役会のチェック機能を強化する。また、取締役の任期を1年とし、併せて業績連動報酬を取り入れて経営責任の明確化を図る。
取締役会は、法令、定款並びに取締役会規程に基づいた付議事項を審議、決定する。また、取締役会で選任された執行役員は、職務分掌、職務権限等組織運営規程に従って、効率的･効果的な業務の執行を行う。

(5) 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、当社単独での事業活動を行っており該当事項はありません。

(6)監査役の職務を補助すべき者を置くことに関する事項
監査役の職務を補助すべき者として、監査役会の求めに応じ監査役補助者を置く。監査役補助者は、取締役及び業務執行者からは独立し、監査役の指示に従い監査役の補助のみを行う。

(7)監査役の職務を補助すべき者の取締役からの独立性に関する事項
監査役から委嘱を受けて、監査役の職務を補助すべき者を配置する場合には、その任命及び任命後の人事異動、報酬･評価、懲戒処分について、監査役会の同意を得るものとする。
取締役は監査役の職務を補助すべき者に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう留意するものとする。

(8)取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び従業員は、法令の規定事項のほか、各監査役の要請に応じて以下をはじめとする主要な報告及び情報の提供を行うこととする。
･内部統制のシステム構築に関わる部門の活動状況
･当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、当該事実に関する事項
･内部監査部門の監査状況、内部通報制度の運用及び通報内容、CSR委員会並びにリスク管理委員会の活動状況に関する事項
･当社の業績及び業績見込みの重要事項の開示内容
･監査役への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由にとして解雇その他の不利な取扱いを受けないものとする

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査体制の実効性を高めるため、CSR担当役員、内部監査室長並びに監査役を委員とする「監査体制検討委員会」を設置する。
監査役は、代表取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
会計監査人である監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行い、連携を図る。
監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する

(10) 財務報告に関わる内部統制の整備及び運用に関する体制
当社は、財務報告の信頼性を担保し、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適正に行うため、財務報告に関わる内部統制を整備し、これを運用する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを「反社会的勢力排除規程」として制定しております。
当社における反社会的勢力排除の対策としては人事総務部が事務局となり、以下の事項を実施しています。

1．本社事務所において、公益財団法人埼玉県暴力追放･薬物乱用防止センターの賛助会員となり、反社会的勢力排除に関する最新の情報を入

手するとともに、有事に適切なアドバイスを受けられる体制を敷いています。

2.埼玉企業暴力防止対策協議会に加入し、警察等関係機関によるご指導のもと、活動しております。

3.新規に取引を開始する際には当該相手が反社会的勢力等でないことの確認を徹底しております。

4.取引先と締結する契約書には反社会的勢力排除条項を挿入することの義務付けしております。
特に、公益財団法人埼玉県暴力追放･薬物乱用防止センターや所轄警察署等からの情報に関しては、会社全体としての意識向上のため経営層を含めた幹部社員において情報共有を図っております。

Vその他

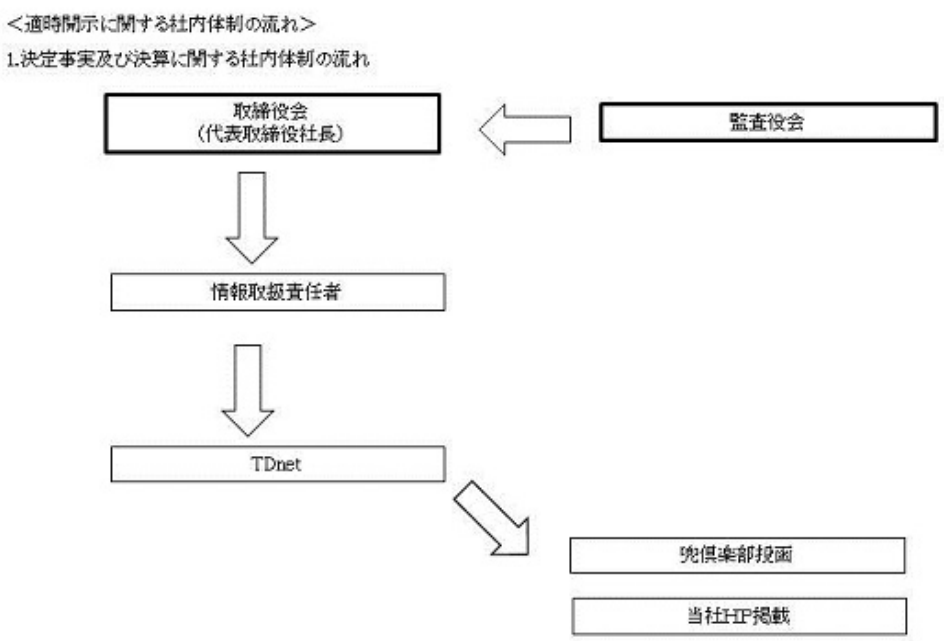
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



2.発生事実に関する社内体制の流れ

